

おとふけ 男女共同参画プラン

ひと ひと
女性と男性が奏でるシンフォニー



2015 → 2024
(平成27年度) (平成36年度)

はじめに

現在では、少子高齢化の進展や人口減少問題、地域や家庭に対する価値観の多様化、景気の長期的低迷による経済格差など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している状況にあります。このような中で、女性であっても男性であっても社会のあらゆる分野でその個性と能力を存分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現は、これからの音更町の将来にとって欠かせない大きな課題です。



国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、さらに翌年には内閣府に「男女共同参画局」を設置し、推進体制を整備しました。また、北海道では、平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成14年には「北海道男女平等参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関する施策が推進されています。

音更町では平成18年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりを進めるに当たっては男女共同参画を基本とすることを決めました。また、音更町の各種計画の中でも最も上位の計画である「第5期音更町総合計画」においても男女共同参画を施策として位置づけ、性別を問わず誰もが能力を發揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

おとふけ男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現を目指すための具体的な目標や取り組みなどを定めたものです。今後はこのプランに基づいて誰もがいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定に当たりご尽力いただいた音更町男女共同参画計画審議会の皆さんや町民アンケートなどご協力いただいた町民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

音更町長 寺山 憲二

ひと ひと サブテーマ 「女性と男性が奏でるシンフォニー」

音更町の「音」にちなみ、シンフォニー（交響曲）が様々な楽器の響き合いにより、ひとつの曲となるように、女性と男性それぞれが持つ個性や能力を發揮し、誰もがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指すもの。

目次

第1章 プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 プランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 プランの基本目標

- 1 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 プランの基本方向

基本目標1 人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり【意識づくり】

- 基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進・・・・・・・・・・・・・7
- 基本方向2 男女共同参画の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 基本方向3 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・10
- 基本方向4 女性の人権を尊重する認識の浸透・・・・・・・・・・・・・12

基本目標2 男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり【まちづくり】

- 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・・・・14
- 基本方向2 まちづくりにおける男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・16

基本目標3 男女がともにいきいきと働ける環境づくり【働く環境づくり】

- 基本方向1 男女がともに働くための環境整備・・・・・・・・・・・・・18
- 基本方向2 子育て支援・介護支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・19
- 基本方向3 就労における男女平等の促進・・・・・・・・・・・・・20
- 基本方向4 就業機会の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 基本方向5 経営活動等における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・23

基本目標4 男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり【生活環境づくり】

- 基本方向1 女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶・・・・・・・・・・・・・25
- 基本方向2 健康づくり・食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 基本方向3 誰もが安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・・31
- 基本方向4 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第4章 プランの推進管理

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35